令和　　年　　月　　日

　北栄町長　様

障害者控除対象者認定申請書

所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第１０条及び地方税法施行令（昭和　　２５年政令第２４５号）第７条第７号又は同令第７条の１５の７第６号に定める障害者・特別障害者として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

【申請者】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 |  | 対象者との関係 |  |
| 住　所 | 〒 |
| 電話番号 | （　　　　　　）　　　　　　－　　　　　 |

【対象者】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | 明治 ・ 大正 ・ 昭和　　　　　年　　　月　　　日 |
| 住　　所 | 〒 |
| 申請理由 | 令和　　　年分の確定申告等に使用するため |

注（１）申請者は、対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合、速やかに認定を

受けた北栄町長にその旨を報告しなければならない。

（２）本認定書の有効期間は、当該障害者控除の対象となる者の障害事由（要介

護度等）の存続期間とする。

令和６年11月改訂　　北栄町

高齢者の税法上の障害者、特別障害者の認定について

【認定基準表】

○障害者、特別障害者であることの町長の認定は、北栄町に住民税課税権のある満６５歳以上の者を対象に、以下を基準として判定を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 認定の基準 | 認定の内容 |
| （イ）障害者 | ・要介護度１～３・認知症高齢者の自立度判定基準に基づく認知症の程度（Ⅰ、Ⅱａ、Ⅱｂ） | （１）知的障害者（軽度・中度）に準ず。知的障害者の障害の程度の判定基準（重度以外）と同程度の障害。 |
| ・要介護度１～３・障害高齢者の自立度判定基準に　基づく寝たきりの程度　（Ｊ１、Ｊ２、Ａ１、Ａ２） | （２）身体障害者（３級～６級）に準ず。身体障害者の障害の程度等級表（３級～６級）と　同程度の障害。 |
| ※認知症高齢者自立度がⅢa以上、もしくは障害高齢者自立度がＢ１以上の場合でも、　要介護度が１～３の場合は、（イ）障害者として取り扱う。※要介護度４～５で、認知症高齢者自立度がⅠ～Ⅱｂ、かつ、障害高齢者自立度が　Ｊ１～Ａ２の場合は、（イ）障害者として取り扱う。 |
| （ロ）特別障害者 | ・要介護度４～５・認知症高齢者の自立度判定基準に基づく認知症の程度　（Ⅲａ、Ⅲｂ、Ⅳ、Ｍ） | （１）知的障害者（重度）等に準ず。知的障害者の障害の程度の判定基準（重度）と　　同程度の障害又は、精神上の障害により事理を　　弁識する能力を欠く状況にある者と同程度の障害の程度であること。 |
| ・要介護度４～５・障害高齢者の自立度判定基準に　基づく寝たきりの程度　（Ｂ１、Ｂ２） | （２）身体障害者（１級、２級）に準ず。身体障害者の障害の程度等級表（１級、２級）と　　同程度の障害の程度であること。 |
| ・要介護度４～５・障害高齢者の自立度判定基準に　基づく寝たきりの程度　（Ｃ１、Ｃ２） | （３）寝たきり老人常に就床を要し、複雑な介護を要する状態（申請年度の１２月３１日時点において、引き続き６ヶ月　　以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら日常生活（食事、排便等）を　　することができない状態）であること。 |

【注意事項等】

・認知症・寝たきりの程度は要介護認定に係る主治医意見書を基に判定する。

・住所地特例により北栄町が介護保険の保険者でない場合、介護保険の保険者から主治医意見書　の写しを取得し、添付のうえ申請すること。

・住所地特例により北栄町が介護保険の保険者となっている場合、住民税課税権のある市区町村　で判断するため、北栄町では認定を行わない。